

埼玉県立大学学校医設置規程

平成22年4月1日
規程第123号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、埼玉県立大学（以下「本学」という。）の学校医の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学校医は、次の各号に掲げる業務に従事する。

- 一 保健管理計画の立案に参加すること
- 二 健康診断に関すること
- 三 健康相談に関すること
- 四 救急措置に関すること
- 五 安全衛生に関すること
- 六 その他保健管理に関する専門的事項に関すること

(指名)

第3条 学長は、本学の教員のなかで医師の免許を有し、かつ、その業務遂行の適性を有する者の中から学校医を指名する。

(任期)

第4条 学校医の任期は1年とし、再任を妨げない。

(退職又は解職)

第5条 学長は、学校医が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職を解くことができる。

- 一 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき
- 二 学校医としてふさわしくない行為があったとき
- 三 その他学長が解職の必要を認めたとき

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、学校医に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。